論文作成のポイントと倫理的配慮／文献検索の基礎知識

日本看護学会では、発表演題を学術集会終了後に論文としてまとめ、当該年度の論文集に投稿することができます。日本看護学会論文集投稿規程を守り、各領域の論文投稿期間内に投稿された論文を受け付けます。本資料は、論文原稿を作成する際のポイントや基礎知識について解説していますので、ご活用ください。

論文作成のポイントと倫理的配慮

Ⅰ．論文作成のポイント

1. 論文集投稿規程をよく読み、規程に書かれた内容に従う

2. 論文の構成
   - 構成項目：表題（タイトル）、はじめに、目的、方法、倫理的配慮、結果、考察、結論、引用文献
   - すべての項目において、論文のはじめから終りまで論旨の一貫性を保つことが大切
   - 必要に応じて、用語の定義を加える

3. 構成項目ごとの注意事項

1）表題（タイトル）
- 論文内容を具体的にわかりやすく示す（対象、方法、場、内容等）
- キーワードを含める

2）はじめに
- 研究の動機、問題の背景、意義について文献検討をもとに明確に記載する
- 文献検討（先行研究のレビュー）を適切に行い、検討結果を記載する
- 文献検討を行ったうえで、なぜこの研究を行う意義があるのかについて述べる

3）目的
- この研究で明らかにすることを明確に示す
- 研究目的は研究の根幹であり、研究目的に沿って方法、結果、考察、結論を記載することで、論文の一貫性が出る

4）方法
- 構成項目：研究対象、研究期間、対象選定の方法、データ収集の方法、データ分析の方法、介入方法　等
- 研究目的を明らかにするためにどのような方法をとったのか、具体的に記述する

5）倫理的配慮　（詳細は【Ⅱ．倫理的配慮のポイント】参照）
- 倫理的原則にもとづき研究を進める上で行った配慮について、具体的に記述する

6）結果
- 目的に従って、明らかになった事実をわかりやすく説明する
- 客観的事実のみを記述し、自分の考えや解釈は記述しない

・　必要に応じて見やすい図表を作成し、効果的に利用する

7）考察

・　目的に従って、「結果」で書いた客観的事実を解釈する
・　研究で何が明らかになったのか、ポイントを絞って論述する
・　論理の飛躍がないか、矛盾がないか、得られた結果についての考察か
・　文献の引用を適切に行う

8）結論

・　目的に従って、端的に結論を述べる
・　方法・結果・考察から導き出された結論か、飛躍や矛盾がないか

9）引用文献　（詳細は【文献検索の基礎知識】参照）

・　投稿規程に従って、適切に表記する
・　論文中に引用したすべての文献を記載する
・　文章そのものでなく内容を要約して引用した場合も引用文献に記載する
・　孫引き※1ではなく、原典※2から引用する

※1：他の本に書かれていることや引用されている部分を、原典や原本を調べないで、そのまま引用すること

※2：引用・翻訳・改作などのもとになった書物

Ⅱ．倫理的配慮のポイント

1.　倫理的配慮の必要性

・　倫理的配慮によって研究対象者の生命、健康、プライバシー、尊厳および権利を守るのは、人間を対象とした研究を行う研究者の責務である
・　研究対象者がケアの受け手（患者等）の場合、さまざまな健康障害を持ち、ケアを受ける側にいることで、すでに弱い立場にあることを念頭におき、倫理的配慮を行う必要がある

2.　研究を行う上での倫理的原則

・　善行：研究対象者および社会に対して良いこと
・　無害：研究対象者に対して害を与えないこと
・　忠誠：研究対象者と研究者間に信頼を育むこと
・　正義：研究対象者を公平に扱い、対応に差をつけないこと
・　真実：研究対象者へ本当のことを話すこと
・　守秘：研究中に収集される個人情報を保護し個人レベルのデータを公表しないこと

3.　研究対象者の権利

・　危害を加えられない権利
・　全面的な情報開示を受ける権利
・　自己決定の権利
・　プライバシーおよび匿名性、秘密が保護される権利

4.　研究を倫理的に行うための手順

1）研究計画書の作成

・　研究対象者に対する具体的な倫理的配慮と同意を得る方法を明記する

2）倫理審査委員会の審査・承認

・　研究対象者の権利尊重と安全確保を目的として、第三者による審査が行われる

・　倫理審査委員会が設置されていない場合は、倫理審査委員会に相当する決定機関による承認を得る

3）インフォームドコンセント

・　研究対象者へ研究の内容等を具体的に説明し、協力の同意および公表の許可を得る

・　研究協力に関する利益、不利益、参加拒否および中断の権利等について説明する

5.　特別に配慮が必要な研究対象者

1）理解力・判断力が十分でないために主体的な決断が難しい場合

・　小児、胎児、未成年者

・　精神障害、知的障害、見当識障害、認知症、セデーション（鎮静）を受けている者

・　死に直面している者、緊急な治療を要する者

※小児、未成年者、認知機能が低下している者は、原則として保護者や代諾者に同意を得るが、その場合でも対象者の発達段階や認知機能に見合った説明を行い対象者の権利を擁護する必要がある。

※特に小児は発達段階、特に言語・認知発達段階がさまざまであるが、理解しやすい言葉や方法を工夫し、場合によっては段階的に説明をするなどして協力内容の理解を得ることが必要である。また、用いる言葉の妥当性などは、保護者と相談するなどして慎重に選ぶ。

※成熟した未成年者（高校生以上)も成人と同じ扱いではなくできるかぎり保護者の同意を得ることが望ましい。

2）研究対象者が研究実施者より立場が弱い場合

・　患者－看護職

・　学生－教員

・　新人看護職－管理職

・　服役者－刑務官、刑務所の看護職

※研究実施者の強制力が働かないように、また研究対象者の任意性を十分に守れるように、研究計画を立てることが望ましい。

6.　利益相反

1）利益相反とは

臨床と企業間での共同研究の場合に、公的利益と私的利益が研究者個人の中に生じる状態

・　公的利益（得られる成果を社会へ還元する）

・　私的利益（個人が取得する金銭、地位、利権など）

2）利益相反に関して問題となること

経済的な利益関係などにより、研究に弊害が生じることが問題となる

利益相反の例）

・　企業から無償で器材の提供や借用を受けた

・　企業等から実施料や寄付等の金銭収入を受けた

・　企業や営利を目的とした団体による研究費で研究を実施
・　企業や営利を目的とした団体の役員、顧問等を行っている企業等との共同研究

3）自己申告の必要性

利益相反の有無を自己申告することにより、行った研究結果の中立性と公明性を確保して研究の責務を適正に果たしていることを実証する必要がある

4）自己申告の方法

・　公表資料（発表資料、抄録、論文等）に利益相反の有無を記載する

例）＜利益相反がある場合＞本研究に関連して、過去１年間に△△社から研究者所属の看護部への研究費、奨学寄付金および個人的な講演謝礼を受けている。
＜利益相反がない場合＞本研究に関連して開示すべき利益相反関係にある企業等はない。

7. 論文に倫理的配慮として書かなければならないこと

・　倫理審査委員会等の倫理審査を受けていること
・　研究対象者への研究説明と承諾の具体的方法
・　研究対象者に不利益や負担が生じないように配慮したポイント
・　研究対象者のプライバシーをどのように守るようにしたか
・　公表への許可を得ていること
・　利益相反の有無

Ⅲ．投稿論文にみられる問題点

1. 論文集投稿規程に沿って記述していない
2. 他学会・他誌（商業誌・所属施設の研究集録、海外雑誌等を含む）へ重複投稿している
3. 抄録選考時に指摘された箇所が修正されていない
4. 表題（タイトル）とキーワード、論文内容が一致しない
5. 研究目的、方法、結果、考察、結論において論旨が一貫していない
6. 研究の意義に関する記述がない、不明確である
7. 研究目的が漠然としている、目的がいくつもあり焦点化されていない
8. 先行研究・文献の検討に関する記述がない
9. 重要用語の定義がない
10. すでに有効性が確認されている方法があるにも関わらず、それをしないことによる不利益が生じている、介入するケアの根拠がない
11. 調査項目（質問）数が多すぎて対象者への負担が大きい、回答が活用されていない
12. 研究方法が具体的に記述されていない
    - 研究期間、対象の募集・選択方法、調査項目、データ収集方法・分析方法　等
    - 質的研究の内容分析の場合、誰がどのように分析を行ったのか
    - 介入研究の場合、どのような条件でどういった介入を行ったのか
    - 事例研究の場合、どのように看護実践を行ったのか
13. データ分析における統計処理方法が適切でない、検定が必要だが検定していない

14. 考察において、得られた結果を深めていない（結果との違いがない）、文献検討が少ない、客観性に乏しい

15. 倫理的配慮の記述が不十分、または手続きの明記が不十分である

- 理解力・判断力が十分でない対象者への研究参加の「同意」の手続きに関する説明不足
- 立場の違いによる強制力が働きやすい状況を避ける配慮がされていない
  例）教員が学生へ依頼する時には授業中や成績評価前を避ける
- 研究実施・公表について、対象者および組織的了解に関する説明不足
- 対象者が特定される可能性がある場合の記載の配慮不足
- 対象者の不利益が生じた場合を予測した「中止の基準」「不利益への対処法」の説明不足
- 研究対象者への直接介入を伴わない、過去の診療録等を用いた研究の場合、対象者の直接同意を得る代わりに、組織の了解を得たことや、研究実施および倫理的配慮に関する情報をどのように公開したかに関する説明不足

16. 著作権等に関して、正しい引用・記載がされていない

- 他文献の図表の無断転載・改変は原則として認めない。論文作成に必要な内容を本文中に記述し、引用文献に出典（文献）を明記する
- キャラクターの写真や名前等を掲載する場合：引用元の著者・企業等から掲載許諾を得たうえで、出典（文献）を明記する
- 薬品、検査器具等を掲載する場合：原則として一般名称を用い、必要に応じて（　　）内に商品名と登録商標の場合は®を記載する。
- 研究結果等の内容を引用した場合：引用元の文献を明記する。
- 既存の尺度等を使用する場合：開発者から必要な使用許諾を得たことを明記する
- 尺度を改変して使用する場合：開発者から改変および使用許諾を得たことを明記する

17. 論文として不適切な文章表現がある

- 主語と動詞の不一致
- 前後の文章と接続詞が合っていない
- １つの文章が長すぎる
- 口語体（話し言葉）、体言止め
- 箇条書き
- 誤字・脱字
- 同じ事を何度も書いている　等

18. 図表が不適切である

- 図表は必要なものを厳選し、すべての図表を本文・引用文献の後に論文原稿の最終頁１枚に一括して収め提出する。
- 図表のタイトルと内容が一致していない
- 図表が不明瞭または小さいため、文字や単位が読みとれない
- 表の各列先頭、図の座標軸に項目名（見出し）がついていない
- 単位（人数や%など）がついていない
- 標本数（n=〇）がついていない
- 表の罫線が多く見づらい（表はタテ罫線を極力使わずスペースで項目を区別する）
- カラーで作成している（カラー原稿は不可のため、白黒印刷で判別できるものにする）

文献検索の基礎知識

1. なぜ文献検索が必要か

研究は、先行研究の数々の文献を読んでも解明できずに残った疑問から出発することが前提。文献は“雑誌に掲載された論文”というイメージが強いが、専門書、辞書、統計、白書、法規、研究報告書等に書かれた内容も文献である。

2. キーワードの付け方、選び方

・キーワードとはー 発表や論文の内容を的確に表す言葉（単語）。

・最新看護索引 Web や医中誌 Web 等のデータベースで採用されている語を参考にする。

　×認知症のせん妄　⇒　〇認知症　せん妄

・看護でよく使われている言葉とデータベースで使われている言葉は違うことがある。

また、データベースによっては、キーワードや表記にも違いがある。

　燃え尽き（もえつき）症候群、バーンアウト、Burnout syndrome

・略語に注意。

　NST　⇒　nutrition support team　（栄養サポートチーム）

　　⇒　non-stress test　（ノンストレステスト）

3. 文献は、文献データベースを使って探そう

インターネットの検索エンジンで探した情報は、信頼性に欠けるものもある。研究で活用する文献は、論文名・著者名・雑誌名・ページ数・発行年に、キーワード等を付け編集した文献データベースを使って探すことが、研究を質の良いものにする第一歩である。

4. 看護文献を探すには

文献データベースには様々な種類がある。看護文献は「最新看護索引 Web」が便利である。

➢「最新看護索引 Web」https://www.nurse.or.jp/nursing/education/library/sakuin/index.html

日本看護協会図書館所蔵の国内発行の看護・周辺領域の雑誌、紀要等から文献を選択し、キーワード等を付けた看護文献のデータベース。『日本看護学会論文集』の第 42 回以降は、文献単位の PDF で読むことができる。一部外部データベースや電子ジャーナルへのリンクもある。日本看護協会会員は、日本看護協会公式ホームページー会員専用ページ「キャリナース」で検索可能（無料）。検索した文献は、日本看護協会図書館へ複写申込ができる（有料）。

5. 日本看護学会で発表された演題や論文を読むには　https://www.nurse.or.jp/

➢日本看護協会公式ホームページー会員専用ページ「キャリナース」

『抄録集』の第 41 回以降と『論文集』の第 42 回以降を、冊子単位の PDF で読むことができる。

➢日本看護協会公式ホームページー生涯学習支援

当該年度の『抄録集』を、冊子単位の PDF で読むことができる。

6. 文献を幅広く探したい

文献データベースの特徴を活かして使い分けることも大切である。

➢医中誌 Web：NPO 法人医学中央雑誌刊行会　https://www.jamas.or.jp/
国内発行の医学・歯学・薬学および看護学・獣医学などの関連分野の雑誌が対象。
看護文献だけでなく医学全般の文献の検索に役立つ。

➢CiNii Articles：国立情報学研究所　https://ci.nii.ac.jp/
大学の紀要や雑誌文献の検索ができ、本文を読むことができる文献（一部有料）もある。

➢J-STAGE：科学技術振興機構　https://www.jstage.jst.go.jp/
国内の学協会が発行する 3,000 誌以上の電子ジャーナルおよびその他のコンテンツの検索と全文閲覧が可能。

➢国立国会図書館オンライン（NDL-ONLINE）：国立国会図書館　https://ndlonline.ndl.go.jp/#!/
国立国会図書館の所蔵資料（図書や雑誌文献等）が一括で検索可能。特に、雑誌文献を集めた「雑誌記事索引」は、心理学、教育学など人文社会系の文献を探すのに役立つ。

➢KAKEN：国立情報学研究所　https://kaken.nii.ac.jp/
文部科学省及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金により行われた研究成果や概要を検索できる。本文が掲載されている場合は、無料で読むことができる。

➢厚生労働科学研究成果データベース：国立保健医療科学院　https://mhlw-grants.niph.go.jp/
厚生労働科学研究費補助金等で実施した研究報告書の概要版（抄録）や報告書を検索できる。本文が掲載されている場合は、無料で読むことができる。

7. 引用・参考文献の役割

過去の研究にはない新たな発見や成果が自分の研究にあることを証明するためのものである。

8. 文献を引用するときは、注意が必要…その理由は？

文献は、研究成果を公に表した「著作物」※1) で、その「著作者」※2) と一緒に著作権法で保護されている。著作権法は、著作物や著作者を保護しつつ、学術等の発展を促す法律である。
原則、著作物の利用は、著作権を持っている人（学会や出版社に譲渡されている場合もある）の許可が必要である。但し、著作権法第三十二条の「引用」のように、著作者の許諾を得なくても利用できる場合※3) もある。

※1）著作物：思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものをいう。（著作権法第二条）

※2）著作者：著作者は著作物を創作したものをいう。（著作権法第二条）
但し、著作者の持つ著作権は、学会や出版社に譲渡されている場合もある。

※3）利用できる範囲は、「著作権の制限」と言い、著作権法で定められている。

9. 引用文献の書き方は投稿規程を確認する

投稿規程は論文を書くときのルールである。ルールに従って引用文献を書くことは、著作物である文献を正しく利用していることの表明である。読者の評価は高くなる。

・出典（引用元）を明らかにする※1)　→　正確な情報を記載する。

・必要最小限の量で自分の文章と区別し記載※2) する。「　」や　“　”　などの引用符を使う書き方もある。

・著者の意図に反して、自分に都合良く解釈し引用してはいけない。

※1）出所の明示（著作権法第四十八条）

※2）引用（著作権法第三十二条）

10. 図や表を使いたい

他の著作物から写真・図表などを掲載することは「転載」で、著作権法で認められた「引用」と異なり、著作者や出版社の許諾が必要である。文章も「引用」の範囲を超えると「転載」になり、許諾を得ないで使った場合は「盗用」になる恐れがある。

11. 院内発表した研究を学会で発表したい

実質的に同じ内容の論文を、公開された 2 つ以上の媒体（雑誌やホームページ等）に掲載することは、「二重投稿」にあたるため、院内発表した研究が、所属機関発行の雑誌やホームページに掲載されていないか確認する。

＜参考文献＞

・ 日本看護協会編：看護実践研究・学会発表のポイント Q&A 上下巻, 日本看護協会出版会, 2013.

・ 日本看護協会：看護研究における倫理指針, 日本看護協会, 2004.

・ International Council of Nurses (2003), Ethical Guidelines for Nursing Research, 日本看護協会訳, 看護研究のための倫理指針, 2020 年 7 月 27 日閲覧, https://www.nurse.or.jp/nursing/international/icn/document/pdf/guiding.pdf.

・ 文部科学省・厚生労働省（2017）, 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針, 2020 年 7 月 27 日閲覧, http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10600000-Daijinkanboukouseikagakuka/0000153339.pdf

・ 科学技術振興機構（2011）, 参考文献の役割と書き方, 2020 年 7 月 27 日閲覧, http://jipsti.jst.go.jp/sist/pdf/SIST_booklet2011.pdf